

京都市大気汚染対策指導要綱

昭和51年8月10日（制定）

平成元年6月1日（改正）

平成22年4月1日（改正）

令和2年8月3日（改正）

（目 的）

第1条 この要綱は、京都市環境基本計画に基づき、工場又は事業場（以下「工場等」という。）から排出される硫黄酸化物及び窒素酸化物について必要な基準等を定めることにより、京都市環境保全基準の維持達成を図り、もって市民の健康と快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱において「ばい煙発生施設」とは、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設及び伝熱面積（日本産業規格（以下「JIS」という。）B8201及びB8203で定めるところにより算出された伝熱面積）5平方メートル以上を有するボイラーであって、硫黄酸化物及び窒素酸化物を排出するものをいう。

2 この要綱において「定格能力」とは、ばい煙発生施設を定格で運転する場合において使用する原料及び燃料の量を重油の量に換算した能力をいい、別に定める換算方法によるものとする。

また、「定格能力の合計」とは、工場等に設置する予備及び休止施設を除くすべてのばい煙発生施設を対象として算定するものとする。

3 この要綱において「指定工場等」とは、ばい煙発生施設を設置する工場等であって、その定格能力の合計が1時間当たり800リットル以上のものをいう。

4 この要綱において「一般工場等」とは、ばい煙発生施設を設置する工場等であって、指定工場等以外の工場等をいう。

（達成目標値）

第3条 本市において達成すべき大気中の二酸化硫黄濃度の目標値は、1時間値の1日平均値が0.02ppm以下、大気中の二酸化窒素濃度の目標値は、1時間値の1日平均値が0.02ppm以下（ただし、当分の間、1時間値の1日平均値0.04ppm以下）とする。

(指導基準等)

第4条 ばい煙発生施設を設置している者又は新たにばい煙発生施設を設置しようとする者は、燃料の良質化に努めなければならない。

2 工場等に対する指導は、別表に定める基準（以下「指導基準」という。）により行うものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(ばい煙発生施設の設置の届出)

第5条 新たにばい煙発生施設を設置し又は増設しようとする者は、当該ばい煙発生施設の設置の工事開始の日の60日前までに、その旨を市長に届け出て、公害防止に関し必要な指導を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その計画の概要等について審査し、必要があると認めるものについては、公害防止に関する措置等について指導をするものとする。

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第6条 前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る施設の構造及び稼働状況の変更をしようとするときは、当該ばい煙発生施設の変更に係る工事開始の日の60日前までに、その旨を市長に届け出て、公害防止に関し必要な指導を受けなければならない。

(氏名の変更等の届出)

第7条 第5条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名若しくは工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届出なければならない。

(承継)

第8条 第5条第1項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第5条第1項の規定による届出をした者について、相続、合併又は分割（その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により

当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により第5条第1項による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(協定の締結)

第9条 市長は、この要綱による指導の実効性を確保するため、次の各号に掲げる工場等を設置する事業者と公害の防止に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

(1) 指定工場等

(2) 一般工場等のうち定格能力の合計が1時間当たり300リットル以上を有するもの

(3) その他市長が必要と認めるもの

- 2 前項に規定する工場等を設置する事業者は、市長から協定の締結の要請を受けたときは、要請を受けた日から30日以内に市長に当該工場等に係る施設計画書を提出するものとする。

- 3 市長は、前項の施設計画書が提出されたときは、事業者と協定の細目等について協議し、速やかに協定を締結するものとする。

(協定の改定)

第10条 協定を締結した事業者が、ばい煙発生施設、燃料の変更その他当該協定内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議を行い必要に応じて協定の改定を行うものとする。

(排煙脱硫装置)

第11条 排煙脱硫装置により第4条2項に規定する指導基準に適合させようとする事業者は、別に定める基準を遵守し、当該装置からの排出水、廃棄物等について適切な処理及び処分を行うとともに窒素酸化物の排出を抑制するよう努めるものとする。

(低硫黄燃料の供給確保等の要請)

第12条 市長は、この要綱による指導を円滑に実施するため、燃料の需給状況等を的確に把握するとともに、燃料の製造業者、販売業者等に対し、低硫黄燃料の供給確保及び指導基準適合燃料の販売について協力を要請するもの

とする。

(氏名の公表)

第13条 市長は、工場等を設置する事業者が、第9条第2項の規定による施設計画書を提出しないとき、同条第3項の規定による協定を締結しないとき、施設計画を実施しないとき、その他この要綱の各条項に違反すると認めるときは、その旨を京都市公報等により公表するものとする。

(その他)

第14条 この要綱において別に定める事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、環境政策局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年8月3日から実施する。

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

別表 1 (第 4 条関係)

区域の区分	対 象 工 場 等		指 導 基 準						
第 1 種区域	指定工場等及び一般工場等		ガス、灯油 (JISK2203 に定める 1 号灯油に限る。以下同じ。) 又は電力を使用すること。						
第 2 種区域	指定工場等及びばい煙発生施設の定格能力の合計が 1 時間当たり 300 リットル以上の一般工場等	工 場	次の式を基本として算出した硫黄酸化物の量とする $Q_0 = a \cdot W^b + r \cdot a \{ (W + W_i)^b - W^b \}$ この式において Q_0 、 W 、 W_i 、 a 、 b 及び r は、それぞれ次の値を表わすものとする。 Q_0 : 排出が許容される硫黄酸化物の量 ($N m^3/時$) W : 昭和 51 年 11 月 1 日前から設置されているばい煙発生施設の定格能力の合計 ($kl/時$) W_i : 昭和 51 年 11 月 1 日以降新增設されるばい煙発生施設の定格能力の合計 ($kl/時$) a : 1.6 b : 0.85 r : 0.3						
		事 業 場	ガス・灯油または電力を使用すること。						
	ばい煙発生施設の定格能力の合計が 1 時間当たり 300 リットル未満の一般工場等	工 場	燃料の使用に係る硫黄含有率の許容限度は、0.5%とする。						
		事 業 場	ガス・灯油又は電力を使用すること。						
第 3 種区域	指定工場等及びばい煙発生施設の定格能力の合計が 1 時間当たり 300 リットル以上の一般工場等		上記の式を基本として算出した硫黄酸化物の量とする。						
	ばい煙発生施設の定格能力の合計が 1 時間当たり 300 リットル未満の一般工場等		燃料の使用に係る硫黄含有率の許容限度は、0.5%とする。						
備考									
1 この表に掲げる区域の区分とは、それぞれ次の各号で定めた区域をいう。ただし、都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域以外の区域は除く。 (1) 第 1 種区域 都市計画法による市街化区域以外の区域又は近畿圏整備法による保全区域のいずれかに該当する区域 (2) 第 2 種区域 鴨川右岸線と府道伏見港京都停車場線との交差点を起点とし、順次同府道、市道京都環状線、西日本旅客鉄道東海道本線、桂川左岸線、府道中山稲荷船及び鴨川右岸線を経て起点に至る線で囲まれた区域又は近畿圏整備法による既成都市区域 (3) 第 3 種区域 前各号に定める区域以外の地域 なお、平成元年 6 月 1 日以降新たに第 3 種区域となった地域のうち都市計画法による第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域及び住居地域に指定された地域については、第 2 種区域の扱いをする。 2 指定工場等及びばい煙発生施設の定格能力の合計が 1 時間当たり 300 リットル以上の一般工場等において、昭和 51 年 11 月 1 日前に設置されたばい煙発生施設等に係る指導基準はこの表によらず、上記の式を基本として算出した硫黄酸化物とする。 3 ばい煙発生施設の定格能力の合計が 1 時間当たり 300 リットル未満の一般工場等において、昭和 51 年 11 月 1 日前に設置されたばい煙発生施設の使用燃料中硫黄含有率の許容限度はこの表によらず、次によるものとする。									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">W_0</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">100 未満</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">100 以上 300 未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S_0</td> <td style="text-align: center;">0.8</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> </table>				W_0	100 未満	100 以上 300 未満	S_0	0.8	0.5
W_0	100 未満	100 以上 300 未満							
S_0	0.8	0.5							
W_0 : 昭和 51 年 11 月 1 日前から設置されているばい煙発生施設の定格能力の合計 ($kl/時$) S_0 : 使用燃料中の硫黄含有率 (%)									